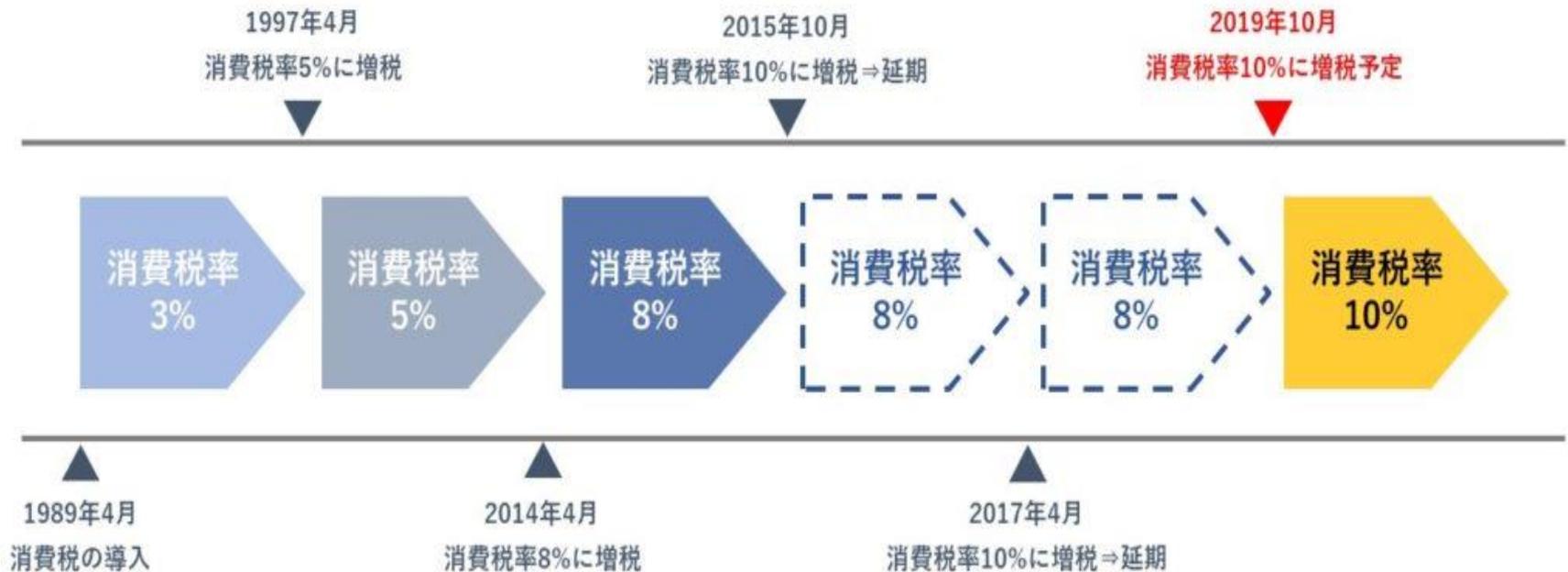


本日の研修内容

- 消費税について
- 軽減税率について
- 契約に関する経過措置
- 優遇措置他

消費税の増税スケジュール

2019年10月1日に消費税率10%へ増税予定



消費税増税のスケジュール

平成31年9月30日まで 8%

平成31年10月1日より

10% 導入

軽減税率 導入

平成31年10月1日～平成35年9月30日

区分記載請求書等保存方式 導入

平成35年10月1日

適格請求書等保存方式 導入

※平成31年4月1日

税率8%を適用する経過措置の指定日

消費税の計算方法(概略)

消費税は消費者が負担して、会社が納税する税金です。(間接税)

消費税納税額 = 仮受消費税 - 仮払消費税

仮受消費税: 売上に対してかかる消費税

仮払消費税: 仕入れや経費等にかかる消費税

消費税の転嫁の仕組み

消費税は、売上げにかかる消費税額から、仕入れにかかる消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。

製造業者

卸売業者

小売業者

消費者

納税義務者

納税義務者

納税義務者



5,400円
(税400円)



7,560円
(税560円)



10,800円
(税800円)



消費税

400円

納税

消費税

160円

400円

納税

消費税

240円

560円

納税

最終的に、
消費税800円を
消費者が負担

※税率8%で計算

軽減税率

軽減税率制度導入

※H31年10月1日より

軽減税率対象品目

①飲食料品(酒、外食を除く)

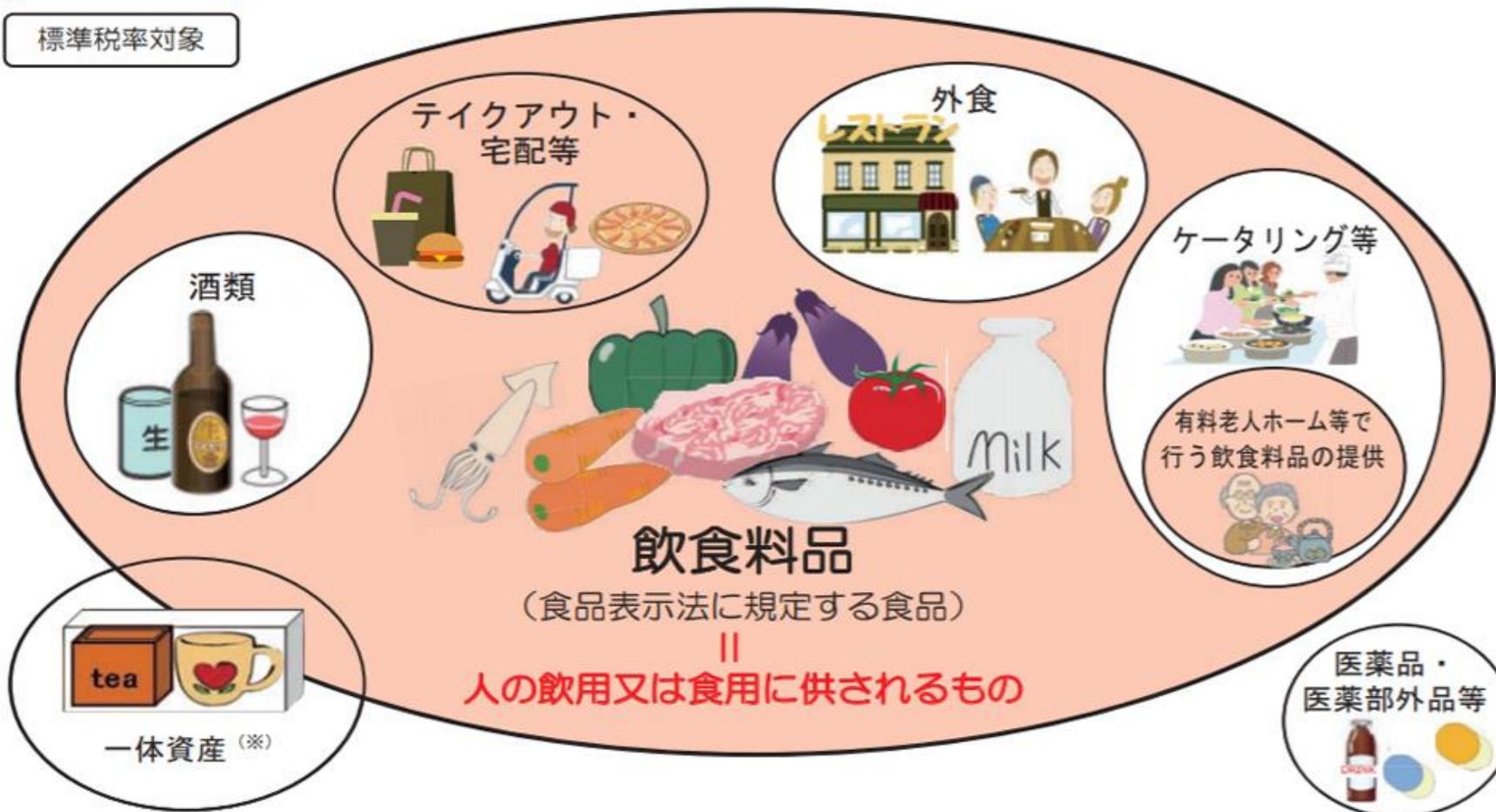
定期購読新聞(週2回発行されるもの)

※軽減税率になるかならないかは、取引を行う時点で判定(事業者の判断)。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます (詳しくは4ページ参照)。

例) コンビニ

持ち帰るかどうかを確認したうえで軽減税率8%でお弁当を販売。

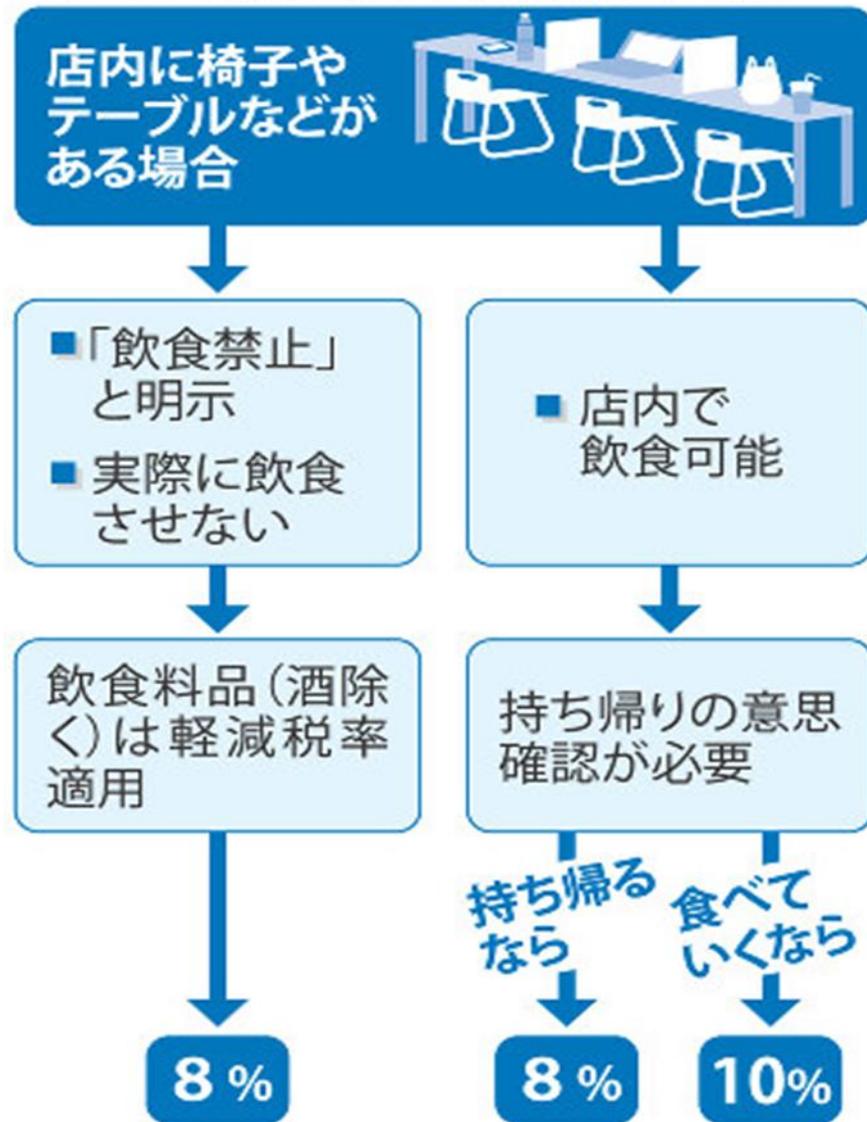


しかし、お客様の気分が変わりイートインコーナーを利用しています。



この場合、特に10%に訂正する必要はないということになります。

コンビニなどでの消費税率の扱い



軽減税率対象品目

②一体資産

→食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの

税抜価額が1万円以下であっても、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります。

外食・ケータリング等

外食

店内で飲食＝全て対象外で10%

飲食店でのお持ち帰り＝軽減税率対象8%

ケータリング

指定した場所に出向いて料理を提供
＝対象外10%

出前・宅配＝軽減税率対象8%

帳簿及び請求書等の記載と保存 (H31年10月1日～H35年9月30日)

- ①請求書発行者氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等をおこなった年月日
- ③課税資産の譲渡等の内容
- ④課税資産の譲渡等の対価の額(税込金額)
- ⑤請求書の交付を受け付ける事業者の氏名
又は名称

追記事項

⑥軽減税率の対象品目である旨

⑦税率ごとに合計した税込対価の額

※⑥⑦に関しては請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能です。

請求書

〇〇御中

11月分	21,800円	(税込)
11/1	食料品※	5,400円
11/8	雑貨	5,500円
	⋮	
合計		21,800円

(10%対象 11,000円)

(8%対象 10,800円)

(注) ※印は軽減税率(8%)適用商品

△△(株)

※会計ソフトの入力時は異なる税率ごとに入力が必要になります。

帳簿及び請求書等の記載の保存

H35年10月1日以降

適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入

帳簿及び適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書など請求書等の保存が、仕入税額控除の適用を受けるための要件となります！

適格請求書の記載事項

①登録番号

②税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率

③税率の異なるごとに区分して合計した消費税額

以上3つが追記されます。

※①の登録番号について

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

H35年3月31日まで

困難な場合に限り同年9月30日まで。

經過措置

請負工事に該当するのは？

該当する○

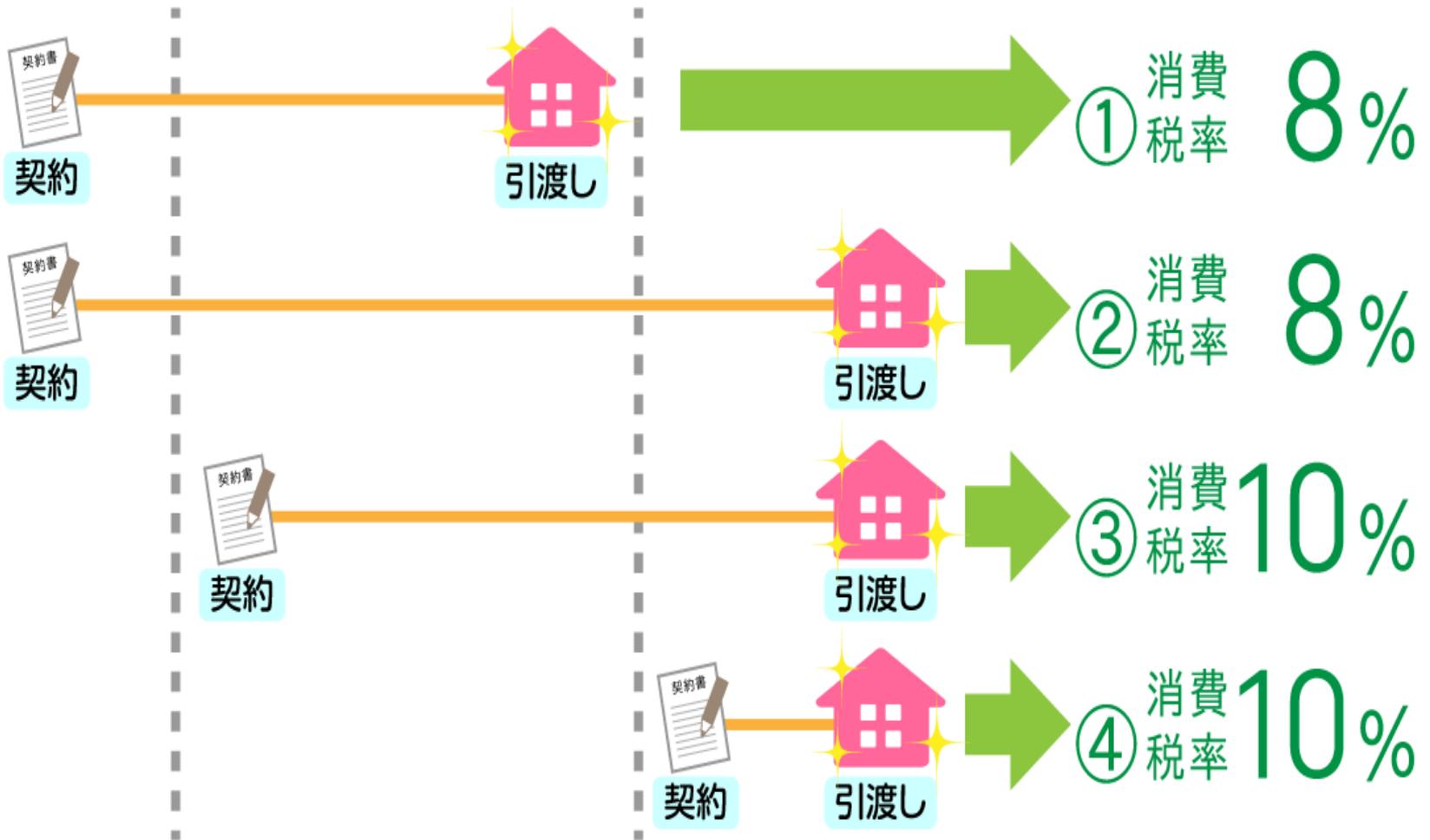
- 建築請負契約
- 製造請負契約
- 測量
- 地質調査
- 工事施工に関する調査、企画、立案及び管理並びに設計
- 映画製作
- ソフトウェア開発
- その他請負に係る契約

該当しない×

- 建売住宅の購入
- 分譲マンションの購入
- メンテナンス契約
- 清掃契約

増税の6ヶ月前
(2019年3月31日)

消費税増税
(2019年10月1日)



引渡しの日とは①

- 商品の販売を行った日→引渡しの日
- 引渡しの日とは
 - ①出荷した日
 - ②相手方が検収した日
 - ③検診等により販売数量を確認した日など、事業者が継続して収益計上を行っている日

→となると、どのような基準を採用しているかによって8%になったり、10%になる場合があります。

引渡しの日とは②

- 請負工事等の売上計上日→完成して引渡しした日
- 引渡しの日とは
 - ①作業が終了した日
 - ②相手方の受入場所へ搬入した日
 - ③相手方が検収を完了した日
 - ④相手方が使用収益できることとなった日など、事業者が継続して収益計上を行っている日

→となると、どのような基準を採用しているかによって8%になったり、10%になる場合があります。

見積書、契約書の作成上の留意点

- ① 31年9月末までの引渡し予定で見積書をお渡ししていても、引渡しが10月以降になれば原則として、消費税は10%となります。
- ② お客様へのご説明がとても大切！
税抜金額を表示し、引渡しの時期が31年10月以降になれば原則として、消費税額が10%になることを見積書や契約書で明示することが大切です！

優遇措置他

住宅ローン減税

現行 控除期間10年(10年間で最大400万の税額控除)

→ 増税後 控除期間延長1年～5年
(5年延長で税額控除額が200万増える)

現行 ローン残高上限4,000万

→ 増税後 ローン残高上限5,000万
(期間を10年に据え置いても最大500万の税額控除)

現行 借入金年末残高の1%を税額控除

→ 増税後 税額控除率引上げ

控除額 = 年末の住宅ローン残高(「限度額A」以内) × 控除率B

一般住宅の場合

適用消費税	消費税5%	消費税8%または10%
限度額A	2,000万円(3,000万円)	4,000万円(5,000万円)
控除率B	1% 10年間	1% 10年間
10年間累計最大控除額	20万円×10年=200万円 (30万円×10年=300万円)	40万円×10年=400万円 (50万円×10年=500万円)
住民税からの控除上限	9.75万円/年 (前年課税所得×5%)	13.65万円/年 (前年課税所得×7%)

※()内は認定長期優良住宅・低炭素住宅の場合。適用期日は、平成29年末まで。

図4 すまい給付金

消費税率8%の場合

収入の目安	県民税所得割額	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円

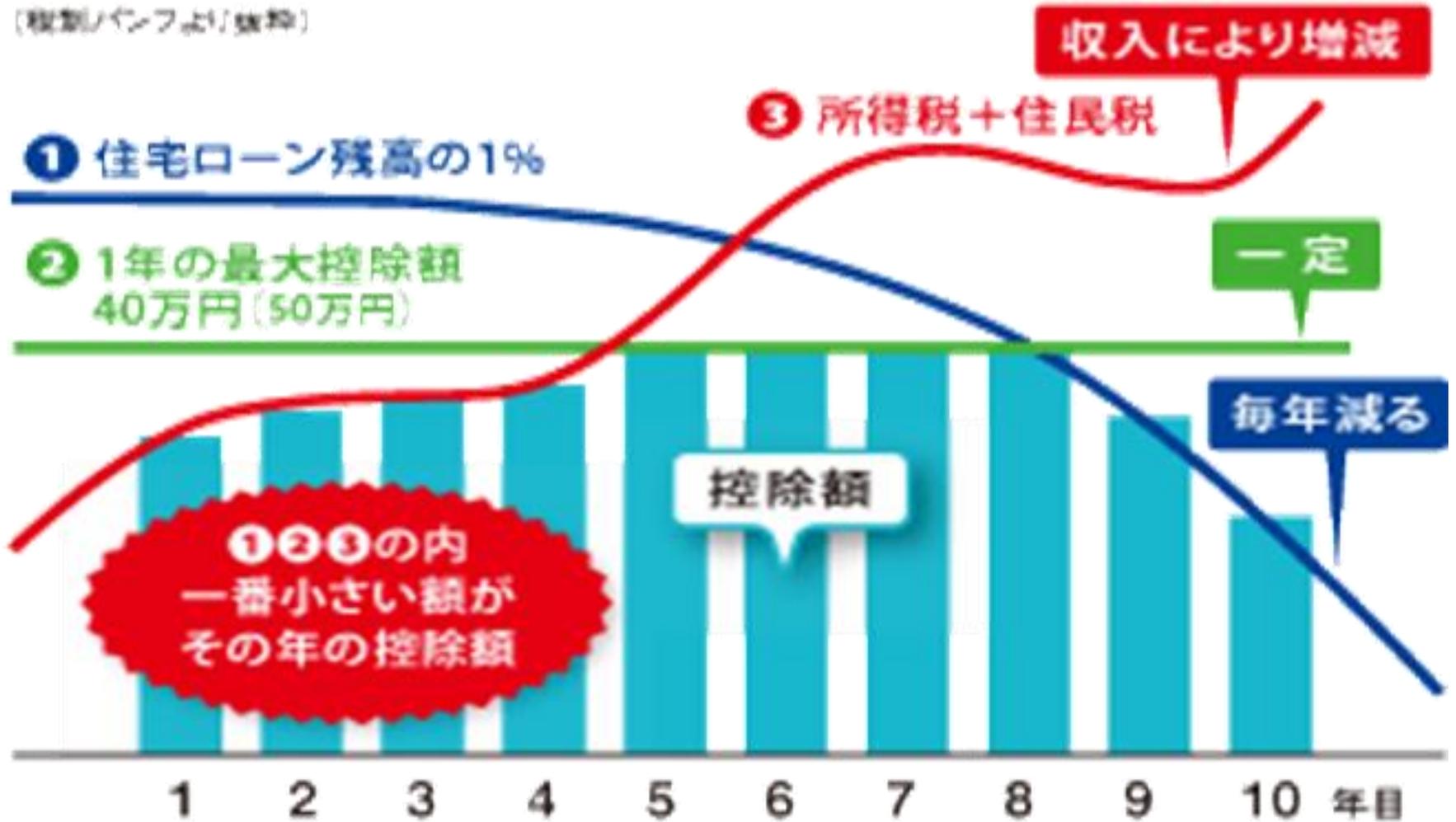
消費税率10%の場合

収入の目安	県民税所得割額	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	40万円
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円
675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円

※すまい給付金は、ローン減税で恩恵の少ない方のために対にお金がもらえる制度。

図3 控除額のイメージ

[税制バンプより抜粋]



すまい給付金

現行 住宅購入時に費用の一部を負担、
最高額30万円
→ 増税後 最高額50万円に引上げ

一般家庭におけるシミュレーション
(住宅ローン控除の期間延長の場合)

例1) 現行制度(ローン控除期間10年)

年収400万円

奥様と16歳以上のお子様を扶養

住宅購入額3,240万(借入額3,240万)

返済期間35年返済 金利1.5%

住宅ローン控除額10年で150万(15万/年)

すまい給付金30万

10年間で180万の負担軽減

例2) 消費増税後(ローン控除期間11年となった場合)

年収400万

奥様と16歳以上のお子様を扶養

住宅購入額3,300万(借入額3,300万)

返済期間35年返済 金利1.5%

住宅ローン控除額11年で165万(15万/年)

すまい給付金50万

11年間で215万の負担軽減

その他個人消費に関する**検討事項**

①自動車購入時の自動車取得税を廃止等。

②中小企業からの商品購入の際にキャッシュレス決済で、購入額の5%ポイント付与。

キャッシュレス決済としては、クレジット・QRコード決済。

10%の品だけでなく軽減税率8%のものも対象。

直営かフランチャイズかでポイントが付かない場合もあり。

③幼児教育無償化。

3歳～5歳児などの保育料が無料。

④プレミアム商品券の導入

低所得世帯(非課税世帯)、2歳以下の子がいる世帯対象。

⑤商店街で買い物をした時のポイントを還元する

自治体ポイント制度。

など

納税資金の確保

- 消費税が8%から10%になると、納税額はこれまでと比べて1.25倍になります。
- 積立預金などを活用してはどうでしょうか。
- 中間申告が必要なくても、自主的に中間申告納付を行うことができるようになります。

レジの対応

- 31年10月1日時点でレジの設定を変えておく必要があります。
- 最近のレジは売価や税率の設定を比較的容易に変更できるようになっています。
- 古いレジは対応ができるかを早めに確認した方がいいと思います。

輕減稅率對象補助金

A型

複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジを導入又は改修する事業者を支援します。



B型

受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

※電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する事業者を支援します。